



2026年2月6日(金)

小栗キャップのNews Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野1-47-1 名古屋国際センタービル17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町6-11-1 協和第二ビル3・4階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

「懲役」から変わりました 税法で規定される「拘禁刑」

令和7年6月から「懲役」は「拘禁刑」に

皆さん、テレビドラマなどで、裁判官が「被告人を懲役〇年に処する」と判決を下すシーンを見たことがあると思います。耳慣れた「懲役」という言葉ですが、現在は法律上なくなっているのはご存じでしょうか？

日本では、明治40年の刑法制定から「死刑」、「懲役」、「禁錮」、「罰金」、「拘留」、「科料」の6つを刑罰として定めていました。令和7年6月からは、「懲役」と「禁固」が「拘禁刑（こうきんけい）」のいう刑罰に統一されました。従来の「懲役」と「禁錮」は、どちらも刑事施設に収容され、移動の自由が奪われる刑罰（自由刑）でした。「懲役」は（刑務）作業が義務であり、「禁錮」作業は任意であるという違いがありました。

今後はこの区別がなくなり、作業の実施が前提でなくなります。改善更生等の必要性に応じて実施する形となり、受刑者と刑務官の対話を重視した個別の「更生プログラム」が行われます。

<現在の刑法上の刑罰>

生命刑	死刑
自由刑	拘禁刑・拘留
財産刑	罰金・科料

税法にも「拘禁刑」の罰則があります

税法の罰則にも「懲役」がありましたの

で、これに合わせて文言が変わりました。例えば、偽りその他不正の行為により法人税を免れた場合、法人の代表者・代理人・使用人等には、次の刑罰が課せられます。

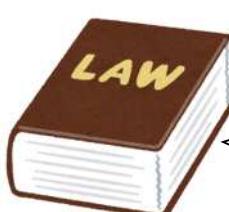
偽りその他 不正の行為 (脱税行為)	拘禁刑（10年以下） 又は罰金（1000万円以下） (その両方もある)
故意の申告書 の不提出	拘禁刑（5年以下） 又は罰金（500万円以下）
単純無申告	拘禁刑（1年以下） 又は罰金（50万円以下）

ただし、脱税行為については、脱税額が1,000万円を超過している場合には、罰金の上限は脱税額まで引き上げられます。

他の犯罪と併合すると長くなる場合も

国税庁が毎年公表している「査察制度の概要」では、その年度の懲役刑（現在の拘禁刑）の最も重いものが記載されています。

年度	最も重い懲役（拘禁刑）
R6	2年6月（他の犯罪と併合では9年）
R5	4年（同7年）
R4	1年4月（同2年8月）



脱税犯の拘禁刑では、
どんな「更生プログラム」が実施されるのでしょうか？